広島県漁業調整規則をここに公布する。

令和二年十一月二十四_日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

広島県規則第六十七号

広島県漁業調整規則

広島県漁業調整規則(昭和四十一年広島県規則第五十四号)の全部を改正する。

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 漁業の許可 (第四条—第三十一条)

第三章 水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置 (第三十二条— -第四十

八条)

第四章 漁業の取締り (第四十九条―第五十二条)

第五章 雜則 (第五十三条—第五十八条)

第六章 罰則(第五十九条—第六十二条)

附則

第一章 総則

自り

第一条 この規則は、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号。 広島県における水産資源の保護培養及び漁業調整を図り、もって漁業生産力を発展させ ることを目的とする。 水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)その他漁業に関する法令と相まって、 以下「法」という。)、

(申請又は届出の経由機関)

出しようとする場合には、その住所の所在する都道府県の知事の意見書を添えなけれ あってはその住所地を管轄する農林水産事務所の長を経由して行わなければならない。 県内に住所を有しない者は、第八条第一項又は第三十三条第三項の申請書を知事に提 この規則の規定による申請又は届出は、 県内に住所を有する申請者又は届出者に

(代表者の届出)

ならない。

第三条 法第五条第一項の規定による代表者の届出は、 を提出して行うものとする。 次に掲げる事項を記載した届出書

所の所在地) 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、 その名称、 代表者の 氏名及び主たる事務

事務所の所在地) 代表者として選定された者の氏名及び住所 (法人にあっては、 その名称及び主たる

第二章 漁業の許可

(知事による漁業の許可)

- 漁業にあっては、組合員行使権者が営む当該組合員行使権の内容たる当該漁業を除く。) を営もうとする者は、 第三号、第九号、 法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業のほか、次に掲げる漁業(第二 第十号、第十六号、 同項の規定に基づき、知事の許可を受けなければならない。 第十七号、第二十号及び第二十三号に掲げる
- をとることを目的とする漁業 うなぎ稚魚漁業 うなぎの稚魚 (全長十三センチメートル以下のうなぎをいう。
- 使用しない潜水器漁業を除く。) し網漁業、第十八号に掲げる船舶を使用する潜水器漁業及び第十九号に掲げる船舶を あわび漁業 海面においてあわびをとることを目的とする漁業(第十号に掲げる刺
- 掲げる船舶を使用する潜水器漁業及び第十九号に掲げる船舶を使用しない潜水器漁 業を除く。) 漁業のほか、 なまこ漁業 第八号に掲げる底びき網漁業、 海面においてなまこをとることを目的とする漁業 第十号に掲げる刺し網漁業、 (小型機船底び 第十八号に き網
- びき網により行う漁業 機船船びき網漁業 海面におい て総ト ン数五ト ン未満 \mathcal{O} 動 力 船を使用し て 機
- 五. 行う漁業 ごち網漁業 海面においてごち網 (第三十二条第二号に掲げるものを除く。
- により行う漁業 小型まき網漁 海面において総トン数五トン未満の船舶を使用し て小型まき網
- げるものを除く。) により行う漁業 船びき網漁業 海面において無動力船を使用し て船び き網 (第三十二条第四号に
- 底びき網漁業 海面において無動力船を使用して底びき網により行う漁業
- 袋待網漁業
- 除く。) 刺し網漁業 海面において刺し網により行う漁業(次号に掲げる流海面において袋待網により行う漁業 刺
- 流し刺し網漁業 海面において流し刺し網により行う漁業
- + え虫こぎ漁業 海面においてえ虫こぎにより行う漁業
- 十三 たこつぼ漁業 海面においてたこつぼにより行う漁業
- かご漁業 海面においてかごにより行う漁業
- 十五 魚漁業を除く。) すくい網漁業 海面においてすくい網により行う漁業 (第一号に掲げるうなぎ稚
- より、たい、はも、ふぐ又はあなごをとることを目的とする漁業 はえなわ漁業 海面において総トン数五トン以上の動力船を使用 てはえなわ
- まきえ釣漁業 海面においてまきえ釣により行う漁業
- 含む。)により行う漁業 船舶を使用する潜水器漁業 海面におい て船舶を使用して潜水器 (簡易潜水器を

- を含む。)により行う漁業 船舶を使用しない潜水器漁業 海面において船舶を使用せず潜水器 (簡易潜水器
- 二十 つぼ網漁業 海面においてつぼ網により行う漁業
-)により行う漁業 地びき網漁業 海面において地びき網(第三十二条第五号に掲げるものを除
- 二十二 しき網漁業 により行う漁業 海面においてしき網 (第三十二条第六号に掲げるものを除く。
- 二十三 白魚やな漁業 稚魚漁業を除く。) 海面において白魚やなにより行う漁業 (第一号に掲げるうなぎ
- あっては当該漁業ごとに受けなければならない。 第十八号までに掲げる漁業にあっては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、 前項の許可は、法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業又は前項第四号から その他の漁業に

(許可を受けた者の責務)

第五条 組を自ら行うとともに、漁業の生産性の向上に努めるものとする。 知事許可漁業について許可を受けた者は、 資源管理を適切にするために必要な

(起業の認可)

- その他船舶等を使用する権利を取得する前に、 事の認可を受けることができる。 船舶等の建造又は製造に着手する前又は船舶等を譲り受け、借り受け、その返還を受け、 許可を受けようとする者であって現に船舶等を使用する権利を有しない 船舶等ごとに、 あらかじめ起業につき知
- 第七条 知事は、第九条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、 いて許可を申請した場合において、申請の内容が認可を受けた内容と同一であるときは、 前条の認可(以下「起業の認可」という。)を受けた者がその起業の認可に基づ 許可をしなければならな
- ないときは、起業の認可は、その期間の満了の日に、その効力を失う。起業の認可を受けた者が、認可を受けた日から知事の指定した期間内 効力を失う。 に許

(許可又は起業の認可の申請)

- 八条 を記載した申請書を知事に提出しなければならない。 漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業にあっては当該漁業ごとに、次に掲げる事項 で定める漁業又は第四条第一項第四号から第十八号までに掲げる漁業にあっては当該 許可又は起業の認可を受けようとする者は、 法第五十七条第一項の農林水産省令
- 所の所在地) 申請者の氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、 代表者 の氏名及び主たる事務
- 一知事許可漁業の種類
- 三 操業区域、漁業時期、漁獲物の種類及び漁業根拠!
- 四 漁具の種類、数及び規模

- 使用する船舶の名称、 漁船登録番号、 総トン数並びに推進機関 \mathcal{O} 種類及び 馬力数
- 六 その他参考となるべき事項
- と認める書類の提出を求めることができる。 知事は、前項の申請書のほか、許可又は起業の認可をするかどう カン \mathcal{O} 判 断

(許可又は起業の認可をしない場合)

- 第九条 次の各号のいずれかに該当する場合は らない。 知事 は、 許可又は起業の認可をして
- 申請者が次条第一項に規定する適格性を有する者でない場合
- 二 その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合
- 聴取を行わなければならない。 の意見を聴いた上で、 知事は、前項の規定により許可又は起業の認可をしないときは、海区漁業調整委員会 当該申請者にその理由を文書をもって通知し、 公開による意見の
- 3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理 かつ、証拠を提出することができる。 人は、 当該事案について弁明

(許可又は起業の認可についての適格性)

- 第十条 許可又は起業の認可について適格性を有する者は、 ない者とする。 次の各号のいずれにも該当し
- い者であること。 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、 かつ、 引き続き遵守することが見込まれ
- 二暴力団員等であること。
- 三 法人であって、その役員又は漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号) 使用人のうちに前二号のいずれかに該当する者があるものであること。
- 四 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。
- 許可を受けようとする船舶等が知事の定める基準を満たさないこと。
- 会の意見を聴かなければならない。 知事は、前項第五号の基準を定め、 又は変更しようとするときは、 海区漁業調整委員

(新規の許可又は起業の認可)

- 第十一条 知事は、 掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次に 以下この条において同じ。 請すべき期間を公示しなければならない。 下この条において同じ。)又は起業の認可 許可(第七条第一項及び第十四条第一項の規定によるものを除く。)をしようとするときは、 (第十四条第一項の規定によるものを除く。 当該知事許可漁業を営む者の数、
- 漁業種類 区分したものをいう。 (知事許可漁業を水産動植物 以下同じ。) \mathcal{O} 種類、 漁具の 種類その 他 0 漁業の方法によ
- 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶 の総ト ン数又は漁業者の

- 三 推進機関の馬力数
- 四 操業区域
- 五 漁業時期
- 六 漁業を営む者の資格
- 認められる事情があるときは、 める期間とする。 前項の申請すべき期間 ば当該漁業の操業の時機を失し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと ただし、一月以上の申請期間を定めて前項の規定による公示をすると は、 一月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに知事が この限りでない。
- 3 とするときは、 知事は、第一項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定め 海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。 よう
- 4 ならない。 第九条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなけれ 第一項の申請すべき期間内に許可又は起業の認可を申請した者に対し ては、 知事 ば
- 5 に従って許可又は起業の の状況を勘案して、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、 した船舶等の数を超える場合においては、前項の規定にかかわらず、 前項の規定により許可又は起業の認可をすべき船舶等の数が第一項の規定に 認可をする者を定めるものとする。 許可 の基準を定め、 当該知事許可漁業 ょ り
- 6 な方法でくじを行い、 前項の規定により許可又は起業の認可をする者を定めることができないときは、 許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。 公正
- 7 これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。 漁業の状況を勘案して、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、 示した漁業者の数を超える場合においては、第四項の規定にかかわらず、 第四項の規定により許可又は起業の認可をすべき漁業者の数が第一項の規定により公 許可の基準を定め 当該知事許可
- 散し、若しくは分割(当該申請に係る権利及び義務の全部を承継させるものに限る。 全部を承継した法人は、 申請をした者の地位を承継すべき者を定めたときは、その者)、当該合併後存続する法 をしたときは、 人若しくは当該合併によって成立した法人又は当該分割によって当該権利及び義務の 許可又は起業の認可の申請をした者が当該申請をした後に死亡し、 その相続人 当該許可又は起業の (相続人が二人以上ある場合において、その協議により当該 認可の申請をした者の地位を承継する。 又は合併により
- 実を証する書面を添え、 前項の規定により許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継した者は、その事 承継の日から二月以内にその旨を知事に届け出なければなら

公示における留意事項)

十二条 可漁業において採捕すると見込まれる水産資源の総量のうちに漁獲割当て 知事許可漁業について、前条第一項の規定による公示をするに当たっては、 知事は、 漁獲割当ての対象となる特定水産資源の採捕を通常伴うと認めら 当該知事許 の対象とな れ

る特定水産資源の数量の占める割合が知事が定める割合を下回ると認められる場合を 船舶等の 数及び船舶の総トン数その他の船舶等の規模に関する制限措置を定めな

(許可等の条件)

ものとする。

- 第十三条 可をするに当たり、許可又は起業の認可に条件を付けることができる。 知事は、 漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、 許可又は起業の 認
- 2 きる。 海区漁業調整委員会の意見を聴いて、 知事は、 漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、 当該許可又は起業の認可に条件を付けることが 許可又は起業の 認可後、 で
- 3 第八十八号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、 聴聞を行わなければならない。 知事は、 前 項の規定により条件を付けようとするときは、 行政手続法 (平成五年法律
- け ればならない。 第二項の規定による条件の付加に係る聴聞 この期日 における審理は、 公開により行わな

(継続の許可又は起業の認可等)

- 第十四条 を除き、 の認可を受けた内容と同一であるときは、 許可又は起業の認可をしなければならない。 次の各号のいずれかに該当する場合は、その申請の内容が従前 第九条第一 項各号の いずれか の許 に該当する場合 可又は起業
- が、 について許可を申請したとき。 許可(知事が指定する漁業に係るものに限る。 その許可の有効期間の満了日の到来のため、 第四号におい その許可を受けた船舶と同一の て同じ。) を受けた者
- 可漁業に使用することを廃止し、 許可を受けた者が、その許可の有効期間中に、その許可を受けた船舶を当該 他の 船舶について許可又は起業の認可を申請し 知 たと 事許
- 沈没の日から六月以内(その許可の有効期間中に限る。三 許可を受けた者が、その許可を受けた船舶が滅失し、 は起業の認可を申請したとき。 又は沈没したため、 に他の 船 舶 12 0 11 滅失又は
- り受け、 について許可又は起業の認可を申請 当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者が 許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、 その 返還を受け、 その他相続又は法人の合併若しくは したとき。 許可を受けた船舶を譲 分割以外の事由により 断り受け 当該 船舶
- 当でな しなけれ 前項第 いと認められるときは、 ばならない。 一号の申請は、 ただし、 従前の許可の有効期 当該知事許可漁業の状況を勘案し、これ 知事が定めて公示する期間内に申請をしなければならな 間の満了日の三月前 から一月前 によることが適 まで \mathcal{O}

(許可の有効期間)

- 第十五条 場合は、従前の許可の残存期間とする。 定める期間とする。 許可 の有効期間は、 ただし、 次の各号に掲げる漁業の区分に応じ、それぞれ当該各号に 前条第一項 (第一号を除く。 の規定によっ て許可をした
- 二十三号までに掲げる漁業 法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業及び第四条第一 三年 項第二号から第
- 一 第四条第一項第一号に掲げる漁業 一年
- 前項の期間より短い期間を定めることができる。 知事は、漁業調整のため必要な限度において、 海区漁業調整委員会の意見を聴いて、

(変更の許可)

- 第十六条 る事項について、 漁業を営もうとするときは、知事の許可を受けなければならない。 知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けた者が、第十一条第一項各号に掲げ 同項の規定により定められた制限措置と異なる内容により、 知事許可
- 書を知事に提出し 前項の規定により変更の許可を受けようとする者は、 なければならない。 次に掲げる事項を記載した申請
- 所の所在地) 申請者の氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、 代表者の氏名及び主たる事務
- 二 漁業種類
- 三 知事許可漁業の許可又は起業の認可の番号
- 四 知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けた年月1
- 五 変更の内容
- 六 変更の理由
- 3 をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる 知事は、 前項の規定による申請があった場合において必要があるときは、

(相続又は法人の合併若しくは分割)

- 十七条 受けた者の地位を承継する。 業の認可に基づく権利及び義務の全部を承継させるものに限る。)をしたときは、 は分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、 を定めたときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人又 (相続人が二人以上ある場合においてその協議により知事許可漁業を営むべき者 許可又は起業の認可を受けた者が死亡し、解散し、 当該許可又は起業の認 又は分割(当該許可又は起 可を
- 証する書面を添え、 前項の規定により許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継した者は、 承継 \mathcal{O} 日 から二月以内にその 旨を知事に届け 出 なけ れ ばならない。 その事実を
- 次の各号の いずれ かに該当する場合は、 許可又は起業の認可 は、 その効力を失
- 許可を受けた船舶を当該知事許可漁業に使用することを廃止したとき。

- 可又は起業の認可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したとき。
- 失ったとき。 許可を受けた船舶を譲渡し、 貸し付け、 返還し、その他その 船舶を使用する権利
- 2 は、その日から二月以内にその旨を知事に届け出なければならない。許可又は起業の認可を受けた者は、前項各号のいずれかに該当することとなったとき
- 3 らない。 可に係る知事許 ときは、当該許可は、その効力を失う。この場合において、許可を受けた者は、当該許 第一項の規定によるほか、許可を受けた者が当該許可に係る知事許可漁業を廃止 可漁業を廃止した日から二月以内にその旨を知事に届け出なければな L

(休業等の届出)

- 第十九条 許可を受けた者は、一漁業時期以上にわたって休業しようとするときは、 期間を定め、あらかじめ知事に届け出なければならない。
- 2 事に届け出なければならない。 許可を受けた者は、前項の休業中の漁業につき就業しようとするときは、その旨を知

(休業による許可の取消し)

- 第二十条 休業したときは、 知事は、 海区漁業調整委員会の意見を聴いて、その許可を取り消すことが 許可を受けた者がその許可を受けた日から六月間又は引き続き一年間 でき
- 2 第百二十条第十一項の規定による命令により知事許可漁業を禁止された期間は、 第百二十一条第一項の規定による指示又は同条第四項において読み替えて準用する法 より許可の効力を停止された期間及び法第百十九条第一項若しくは第二項の規定に 期間に算入しない。 づく命令、法第百二十条第一項の規定による指示、同条第十一項の規定による命令、法 許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、第二十三条第一項の規定に 項の
- 3 なければならない。 第一項の規定による許可の 取消しに係る聴聞の期日における審理は、 公開により行わ

(資源管理の状況等の報告)

- 第二十一条 知事に報告しなければならない。 許可を受けた者は、漁業時期の終了後一月以内に、 次項各号に掲げる事項を
- 2 前項の規定による報告は、 次に掲げる事項について行うものとする
- 一 許可を受けた者の氏名 (法人にあっては、その名称)
- 一許可番号
- 三 報告の対象となる期間
- 四 漁獲量その他の漁業生産の実績
- 六 資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理の状況 五 漁業の方法、操業日数、操業区域その他の操業の状況

七 その他必要な事項

(適格性の喪失等による許可等の取消し等)

- 第二十二条 一項各号のいずれかに該当することとなったときは、海区漁業調整委員会の意見を聴い 当該許可又は起業の認可を取り消さなければならない。 知事は、許可又は起業の認可を受けた者が第九条第一項第二号又は第十条第
- はその効力の停止を命ずることができる。 海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可を変更し、 知事は、許可又は起業の認可を受けた者が漁業に関する法令の規定に違反したときは、 取り消し、又
- 3 規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、 知事は、前項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の 聴聞を行わなければならない。
- 4 わなければならない。 第一項又は第二項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、 公開により行

(公益上の必要による許可等の取消し等)

- 第二十三条 命ずることができる。 員会の意見を聴いて、 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、 許可又は起業の認可を変更し、 取り消し、又はその効力の停止 海区漁業調整委
- (許可証の交付) 前条第三項及び第四項の規定は、 前項の規定による処分につい て準用する
- 第二十四条 知事は、 を交付する。 許可 をしたときは、 その者に対し次に掲げる事項を記載
- 許可を受けた者の氏名及び住所 (法人にあっては、 その名称及び主たる事務所 0 所
- 二 漁業種類
- 三 操業区域及び漁業時期
- 使用する船舶の名称、 漁船登録番号、 推進機関の種類及び
- 五 許可の有効期間
- 六条件
- こその他参考となるべき事項

(許可証の備付け等の義務)

- 第二十五条 の職務を行う者又は操業を指揮する者をいう。 可に係る船舶内に備え付け、又は自ら携帯し、若しくは操業責任者(船舶の船長、船長 許可を受けた者は、当該許可に係る漁業を操業するときは、許可証を当該許 以下同じ。)に携帯させなけ れ ばならな
- 前項の規定にか 可証の記載内容と同一であり、 に提出中である者が、 かわらず、 当該許可に係る漁業を操業するときは、 許可証の書換え交付の申請その かつ、 当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明 他の事由により許 知事がその 計証 記載内容 を行

業責任者に携帯させれば足りる。 した許可証 0 当該許可に係る船舶内に備え付け、 又は自ら携帯 は操

3 許可証 前 項 の写しを知事に返納しなければならない の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者 は、 遅滞なく同項に規定する

(許可証の譲渡等の禁止)

第二十六条 に譲渡し、 又は貸与してはならない。許可を受けた者は、許可証 又は前条第二項の規定による許可 証 の写しを他人

(許可証の書換え交付の申請)

- 第二十七条 事に許可証の書換え交付を申請しなければならない。 換装の終わったとき)は、速やかに、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して、 又は推進機関の馬力数の変更に係るものにあっては、その工事が終わったとき又は機関 許可を受けた者は、許可証 の記載事項に変更が生じたとき (船舶 0 総 1 ン
- 所の所在地) 申請者の氏名及び住所 (法人にあっては、 その名称、 代表者の氏名及び主たる事務
- 二 漁業種類
- 三 許可を受けた年月日及び許可番号
- 四 書換えの内容
- 五 書換えを必要とする理由

(許可証の再交付の申請)

第二十八条 を付して知事に許可証の再交付を申請しなければならない。 許可を受けた者は、許可証を亡失し、 又は毀損したときは、 速やか に、 由

(許可証の書換え交付及び再交付)

- 第二十九条 知事は、次に掲げる場合に 再交付する。 は、 遅滞なく、 許可証を書き換えて交付 又は
- 規定により付けた条件を変更し、若しくは取り消 第十三条第二項 の規定により許可に条件を付け、 したとき。 又は同条第一項若しくは第二項
- 二 第十六条第一項の許可(船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係る許可 除く。)をしたとき。
- 二 第十七条第二項の規定による届出があったとき。
- 第二十二条第二項又は第二十三条第一項の規定により、 許可を変更し したとき。
- 第二十七条の規定による書換え交付又は前条の規定による再交付の申請があ 0

(許可証の返納)

第三十条 許可を受けた者は、 速やかに、その許可証を知事に返納 換え交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証につい よに返納しなければならない。当該許可がその効力を失い、 又は取 前条の規定により許 ても、 り消された場合に 同様とする。 可証 \mathcal{O} 書

- 2 を知事に届け出なければならない て、許可証を返納することができないときは、 理由を付してその旨
- 3 滅したときは、その相続人、清算人又は合併後存続する法人若しくは合併によって成立 した法人の代表者が前二項の手続をしなければならない 許可を受けた者が死亡し、 又は合併以外の事由により解散し、若しくは合併により消

(許可番号を表示しない船舶の使用禁止)

- 第三十一条 号を表示しなければ、 中央部又は甲板上構造物の舷端より高い場所の両舷側に別記様式第一号による許 可を受けた者に限る。 許可を受けた者(小型機船底びき網漁業及び瀬戸内海機船船びき網漁業の 当該船舶を当該漁業に使用してはならない。 次項において同じ。)は、 当該許可に係る船舶の外部 \mathcal{O} 両舷 可 \mathcal{O}
- に、前項の規定によりした表示を消さなければならない。 許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、 速やか

第三章 水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の

(漁業の禁止)

第三十二条 何人も、次に掲げる漁業の方法により営む漁業を営んではならない

- 干潟ころがし(えびかき及びかれいかきを含む。)
- 二 二そうローラーごち網
- 二 はもごち網(ちぬごち網を含む。
- 四ざこひき網(がせ網を含む。
- ユ 雑魚地びき網

ハあゆ子網

(内水面における水産動植物の採捕の許可)

第三十三条 する者は、漁具又は漁法ごとに知事の許可を受けなければならない 内水面において次に掲げる漁具又は漁法によって水産動植物を採捕しようと

- 一やな(次号に掲げる白魚やなを除く。)
- 二白魚やな
- 三せき網(せきうけを含む。
- 四 ふくろ網
- 五 瀬張網
- 六 まき網(ねり網を含む。
- 七 建網(刺し網を含む。)
- 八 地びき網
- 九 う使漁法
- 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。
- 第四条第一項の規定による許可を受けた者が当該許可に基づい て採捕する場合
- 漁業権又は組合員行使権を有する者がこれらの権利に基づ 11 て前項第一号及 び第

- 三号から第八号までに掲げる漁具又は漁法により水産動植物を採捕する場合
- に掲げる漁具又は漁法により水産動植物を採捕する場合 法第百七十条第一項の遊漁規則に基づいて前項第一号及び第三号から第八号まで
- 者は、漁具又は漁法ごとに、 ればならない。 第一項の許可 '(以下この条において「採捕の許可」という。) を受けようとする 次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出し なけ
- 事務所の所在地) 申請者の氏名及び住所 (法人にあっては、 その名称、 代表者の 氏 名及び主た
- 二 採捕の種類
- 二 採捕する区域、期間及び水産動植物の種類
- 四 漁具の数及び規模
- 五. 使用 する船舶の名称、 漁 船登録番号、 総ト ン数並びに推進機関 の種類及び 力
- 六 採捕に従事する者の氏名及び住所
- 七 その他参考となるべき事項
- 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、採捕の許可をしてはならな
- 申請者が第十条第一項第一号から第四号までの いずれかに該当する者である場合
- 二 漁業調整のため必要があると認める場合
- その期間を別に定めることができる。 れるときは、知事は、三年を超えない範囲内で、 採捕の許可の有効期間は、三年とする。 内で、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、ただし、漁業調整のため必要があると認めら
- 継させるものに限る。)をしたときは、当該許可は、その効力を失う。 採捕の許可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割(当該許可に係る事業の全部を承
- その許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕しないときは、内 員会の意見を聴いて、 知事は、 採捕の許可を受けた者がその許可を受けた日から六月間又は その許可を取り消すことができる。 水面漁場管理委 引き続き一年間
- る漁具又は漁法による水産動植物の採捕を禁止された期間は、前項の期間に算入しない。 一項の規定による指示若しくは同条第十一項の規定による命令により第一 用する第二十三条第一項の規定により許可の効力を停止された期間及び法第百二十条第 採捕の許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、第十三項において進 項各号に掲げ
- 交付する。 知事は、 採捕の許可をしたときは、その者に対し次に掲げる事項を記載した許可証を
- 所の所在地 採捕の許可を受けた者の氏名及び住所 (法人にあっては、 その名称及び主たる事務
- 一 採捕に従事する者の氏名及び住所
- 三 使用する船舶の名称及び漁船登録番号

可

Ŧi.

その他参考となるべき事項

- ときは、 採捕の許可を受けた者は、 前項の許可証を自ら携帯し、 当該許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕する 又は採捕に従事する者に携帯させなけれ ればなら
- きは、知事がその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、 帯させれば足りる。 庁に提出中である旨を証 政庁に提出中である者が、当該許可に係る漁具又は漁法に 項の規定に かかわらず、許可 明した許可証の写しを自ら携帯し、 証 の書換え交付の申請その により水 他 又は採捕に従事する者に携 カュ 0 ~ つ、 産動植物を採捕すると 事由によ 当該許可証を行政 り許 可 を行
- 許可証の写しを知事に返納しなければならない。 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、 遅滞なく同項に規定する
- 13 第二十三条並びに第二十六条から第三十条までの規定は、採捕 (保護水面における採捕の禁止) 第八条第二項、 第九条第二項及び第三項、第十三条、第二十条第三項、 の許可について準用する。 第二十二条、
- 第三十四条 て指定されたものをいう。)の区域においては、全ての水産動植 何人も、次に掲げる保護水 面 (水産資源保護法第十 八 条第 物を採捕 __ 項 \mathcal{O} してはならな 規定に ょ 0
- た水面 次に掲げる基点、 点ア、 点 イ、 点ウ及び基点 \mathcal{O} 各点を順次結 んだ線によ 0 て囲 n

点ア 基点 基点から二三三度三〇分(真方位表示による。 豊田郡大崎上島町生野島草の小島西端に管理者が建設し 以下この 条にお た標柱 V 0 位 て同 置

() メー トルの点

点イ

基点から一九一度一、

四二〇メート

点ウ 基点から一七二度一、二五〇メート ルル のの点点

二 次に掲げる基点一、点ア、点イ、点ウ及び基点二の各点を順 次結 だ線並 び

高潮時海岸線とによって囲まれた水面

基点一 呉市倉橋町黒島北端に管理者が建設 した標柱 0 位 置

基点二 呉市倉橋町黒島南端に管理者が建設した標柱 \mathcal{O} 位 置

点ア 基点一から三三度五○○メートルの点

点イ 基点二から一五○度五五○メートル \mathcal{O}

 \mathcal{O} 点点

禁止期間)

第三十五条 間 中、 採捕してはならない。 人も、 の表 の上欄に掲げる水産 ただし、 第一種共同漁業を内容とする漁業権若しく 動植 !物を、 それぞれ同表 の下欄に掲げ

れに係る組合員行使権に基づいて種苗として採捕する場合は、 この限りでない

| 水 産 動 植 物 | 禁 | 止 | 期 | 間 |
|-------------|------------|-------------|-------------|---|
| あじも(肥料も) | 九月一日か | ら翌年七月 | から翌年七月三一日まで | |
| ほんだわら (がらも) | 三月一六日から翌年二 | から翌年 | 一月一四日まで | で |
| まてがい | 五月一日か | ら七月三一 | 日まで | |
| なまこ | 四月一日か | 日から一〇月三一日まで | 一日まで | |
| あゆ | 一月一日か | 日から五月一九 | 八日まで | |

2 前項の規定に違反して採捕した水産動植物又はその製品は、 所持 又は販売しては

ならない。

(全長等の制限)

第三十六条 合は、 内容とする漁業権若しくはこれらに係る組合員行使権に基づいて種苗として採捕する場 稚魚漁業の許可に基づいて採捕する場合又は第一種共同漁業若しくは第三種区画漁業を げる大きさのものを採捕 この限りでない。 何人も、次の表の上欄に掲げる水産動物であって、それぞれ同表の下欄に掲 てはならない。 ただし、第四条第一項第一号に掲げるうなぎ

| | 一〇センチメートル以下 | 腹甲 | | | | すっぽん |
|---|---------------|-----|---|---|---|-------|
| | 長 三〇センチメートル以下 | 全長 | | | | うなぎ |
| | 一〇センチメートル以下 | 全長 | | | び | くるまえび |
| | 一三センチメートル以下 | 全甲幅 | | | | がざみ |
| | 長 三センチメートル以下 | 殻長 | | | | はまぐり |
| さ | き | 大 | 物 | 動 | 産 | 水 |

- 2 採捕してはならない。 何人も、 内水面において、やまめ、あまご又はいわな(ごぎを含む。 の産んだ卵を
- 3 てはならない。 前二項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、 所持 又は販売し

(漁具漁法の制限及び禁止)

第三十七条 てはならない。 何人も、 海面において、 次に掲げる漁具又は漁法により水産動植物を採捕し

- 一 建干網
- 船底びき網漁法 長径十一センチメート ル 以上のボビンを装着したグランド 口 プを使用する小 型機
- 一 水中に電流を通じてする漁法
- 網漁業又はいさり漁業をする場合を除く。) 火光を利用してする漁法 (第四条第一項第一号に掲げるうなぎ稚魚漁業、 火付わち
- 五 油づけえさ又は油性物に浸したものを使用する釣漁法

- らない。 何人も、 内水面において、 次に掲げる漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはな
- 一水中に電流を通じてする漁法
- 二 瀬干漁法
- 水中鉄砲(発射装置を有する刺突具類であって水中で使用するもの。
- 四 追込漁法(鳥の羽を使用するものを含む。)
- 五 びん漬漁法 (たらい漬漁法を含む。)

第三十八条 海面において、次の表の上欄に掲げる漁具又は漁法により水産動物を採捕す

る場合は、それぞれ同表の下欄に掲げる範囲でなければならない。 ごち網 家用餌料びき網を除く。) 落がきけた網 落がきこぎ網 さわら及びすずき流 自家用餌料 なまここぎ網 手繰第三種漁業に使用する底びき網 :びき網 又 し刺 は 法 自 四節以下 爪の 網目 以下 けたの巾 一メートル以下ビームの長さ 四・五メートル以下 袋網の糸の太さ 三〇本以上四五本以下 六節以上九節以下 袋網の網目 使用する網 天井網及び漏斗網 袋網の網目 一五センチメー 範 間隔 九 金属製又は糸の太さ九〇本以上 の長さ 几 ○九センチメー 一五センチメー • 五センチメー (返し網) 一〇〇メ ル以 0) トルにつき トルにつき 1 ないも ル以上 井 $\overline{\mathcal{O}}$

2 合は、それぞれ同表の下欄に掲げる範囲でなければならない。 内水面におい て、 次の表の上欄に掲げる漁具又は漁法により水産動植物を採捕する場

| すくい | | | | 投網 | | | 建網 | 漁 |
|--------------------|----|-----------------|--------------------|-----------------|-----------------------|-------------------|-----------------|---|
| 網 (に | | | | | | | | 具 |
| じごりか | | | | | | | | 又 |
| すくい網(にごりかきを含む。)で網口 | | | | | | | | は |
| む。) | | | | | | | | 漁 |
| で網口 | | | | | | | | 法 |
| 網目 | 以下 | 間は、 | <u> </u> | 網目 | 一枚建刺 | 八月一 | 網目 | 範 |
| 一五センチメートルにつき一四節 | | わかさぎ投網にあっては二四節) | (一二月一日から翌年三月三一日までの | 一五センチメートルにつき一四節 | 対し網にあっては一一節)以下 | 一日から翌年三月三一日までの間は、 | 一五センチメートルにつき九節(| 囲 |

の口径が三〇センチメートル以上のもの

間は、わかさぎすくい網にあっては二四(一二月一日から翌年三月三一日までの

節) 以下

(禁止漁具の積載禁止)

第三十九条 漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和三十八年農林省令第五号)第 七十五条第二項に規定する網口開口板は、小型機船底びき網漁業に使用する目的をも って船舶に積み込んではならない。

(禁止区域等)

第四十条 何人も、 表の下欄に掲げる区域において採捕してはならない。 次の表の上欄に掲げる水産動物を、 同表の中欄に掲げる期間中、 同

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | _ | |
|--------------------------|--------------|------|------------|---------------|------------|------------|----------------|------|------------|--------------|-------|------------|--------------|-------|-----------|--------------|-------|------------|--------------|--------|------------|---------------|---------|-------------|
| | 八 全ての魚類 | 限る。) | メートル以下のものに | 七 めばる (体長三センチ | 以下のものに限る。) | 長一五センチメートル | 六 めなだ (しくち) (体 | 限る。) | メートル以下のものに | 五 ぼら(体長一五センチ | に限る。) | チメートル以下のもの | 四 すずき(体長一〇セン | に限る。) | メートル以下のもの | 三 さより(体長七センチ | に限る。) | チメートル以下のもの | 二 このしろ 体長七セン | のに限る。) | ンチメートル以下のも | 一 くろだい (全長一〇セ | 水産動物 | |
| 三一日まで | 一〇月一日から翌年三月 | | まで | 三月一日から九月三〇日 | | 日まで | 四月一日から一〇月三一 | | まで | 二月一日から七月三一日 | | まで | 三月一日から七月三一日 | | まで | 三月一日から九月三〇日 | | まで | 五月一日から九月三〇日 | | 日まで | 七月一日から一〇月三一 | 禁 止 期 間 | いてお打してにたられる |
| 釈始終白石中橋下流側から鳥柳田橋下流側及び同町帝 | 帝釈川筋 庄原市東城町川 | | | 海面 | | | 海面 | | | 海面 | | | 海面 | | | 海面 | | | 海面 | | | 海面 | 禁 止 区 域 | |

| レ (い 四 限 メ 三 に チ 二 一 | | | ア () () () () () () () () () () () () () |
|--|---------------|----------|---|
| 日本 | | | レ以下りらりこ艮る。 |
| あゆ | | | |
| 西の やまめ、あまご又は 周年 内水面 同町帝釈宇山索麺橋 に至るまでの帝釈川 に至るまでの帝釈川 に至るまでの帝釈川 に至るまでの帝釈川 に要る。) | | | (ごぎを含む。 |
| あゆ | 内水面 | 周年 | やまめ、 |
| あゆ | | | 限る。) |
| あゆ | | | トル |
| あゆ | 内水面 | 周年 | ふな(全長六セン |
| あゆ | | | に限る。) |
| 一 | | | ートル以下のも |
| 一 | 内水面 | 周年 | い (全長一五セ |
| おめゆ | \mathcal{O} | | |
| おめゆ | の線に至るまでの沼 | | |
| - あゆ | の下流七〇〇 | | |
| 一 | カュ | 五日まで | |
| あゆ 九月二〇日から一〇月三 小瀬川筋 大竹市大 日両国橋上流側より 一口まで 日両国橋上流側より 一〇月一日から一一月一 大田川筋 広島市安 に至るまでの帝釈川 と同県玖珂郡和木町 と同県玖珂郡和木町 と同県玖珂郡和木町 と同県玖珂郡和木町 と同県玖珂郡和木町 と同県玖珂郡和木町 と同県玖珂郡和木町 での水面 「日田一丁目安佐大橋下流側、同市西区大芝三丁目 同市西区大芝三丁目 同市西区大芝三丁目 同市西区大芝三丁目 に変橋下流側、同 四小面 「円上流側に至るまで 門上流側に至るまで 門上流側に至るまで 「川の水面」 「川の水 | 田川筋 三原市本郷町 | 〇月一日から一一 | 一あ |
| あゆ 九月二〇日から一〇月三 小瀬川筋 大竹市大 | 川の水面 | | |
| あゆ 九月二〇日から一〇月三 小瀬川筋 大竹市木 一日まで 1 日本 1 日本 2 日本 2 日本 2 日本 2 日 1 日本 2 日本 2 | に至るまで | | |
| あゆ 九月二〇日から一〇月三 小瀬川筋 大竹市木 一日まで 10月一日から一〇月三 小瀬川筋 大竹市木 三メートルの線から 20月一日から一一月一 大田川筋 広島市安 市木野町との境界点 20水面 20水面 20水面 20水面 20水面 20水面 20水面 20水面 | 同市西区大芝三丁目祇園水 | | |
| あゆ 九月二〇日から一〇月三 小瀬川筋 大竹市木 一日まで 日両国橋上流側より で表流 (始終川) の 一〇月一日から一一月一 大田川筋 広島市安 大村市立木野小学校敷 に至るまでの帝釈川 と同県玖珂郡和木町 と同県玖珂郡和木町 と同県玖珂郡和木町 と同県玖珂郡和木町 と同県玖珂郡和木町 から同市安 た 田一丁目安佐大橋 ロ田一丁目安佐大橋 | 西白島町三篠橋下流側及び | | |
| あゆ | 橋下流側、同市 | | |
| あゆ | 東区牛田本町一 | | |
| あゆ | 田一丁目安佐大橋上流 | 五日まで | |
| あゆ 九月二〇日から一〇月三 小瀬川筋 大竹市木 一日まで 目両国橋上流側より 三メートルの線から 三メートルの線から 端と山口県岩国市大 端と山口県岩国市大 が市立木野小学校敷 市木野町との境界点 んだ線に至るまでの んだ線に至るまでの の水面 の水面 の水面 | 田川筋 広島市安佐北 | 一日から一一 | |
| あゆ 九月二〇日から一〇月三 小瀬川筋 大竹市木 一日まで 目両国橋上流側より 三メートルの線から 三メートルの線から 端と山口県岩国市大 端と山口県岩国市大 が市立木野小学校敷 市木野町との境界点 | の水面 | | |
| あゆ 九月二〇日から一〇月三 小瀬川筋 大竹市木野一 一日まで 目両国橋上流側より上流 三メートルの線から同市 三メートルの線から同市 一が市立木野小学校敷地北 で支流 (始終川) の水面 と同県玖珂郡和木町と大 | んだ線に至るまでの小瀬川 | | |
| あゆ 九月二〇日から一〇月三 小瀬川筋 大竹市木野一 一日まで 目両国橋上流側より上流 三メートルの線から同市 三メートルの線から同市 三メートルの線から同市 | 市木野町との境界点とを結 | | |
| あゆ 九月二〇日から一〇月三 小瀬川筋 大竹市木野一 一日まで 目両国橋上流側より上流 三メートルの線から同市 三メートルの線から同市 三メートルの線から同市 | と同県玖珂郡和木町と大竹 | | |
| あゆ 九月二〇日から一〇月三 小瀬川筋 大竹市木野一 一日まで 目両国橋上流側より上流 三メートルの線から同市 三メートルの線から同市 一町帝釈宇山索麺橋上流 | 端と山口県岩国市大字小瀬 | | |
| あゆ | 竹市立木野小学校敷地北西 | | |
| あゆ 九月二○日から一○月三 小瀬川筋 大竹市木野一 で変流 (始終川)の水面 で変流 (始終川)の水面 の の の の で で で で の 帝 釈 川本 流 | トル | | |
| あゆ 九月二○日から一○月三 小瀬川筋 大竹市木野一 で支流 (始終川)の水面 に至るまでの帝釈川本流 に至るまでの帝釈川本流 | 目両国橋上流側より上流八 | 一日まで | |
| (始終川)の水面までの帝釈川本流釈宇山索麺橋上流 | 大竹市木野 | 月二〇日から一 | 九 あゆ |
| 至るまでの帝釈川本流町帝釈宇山索麺橋上流 | (始終川)の | | |
| 町帝釈宇山索麺橋上流 | の帝釈川本流 | | |
| | 町帝釈宇山索麺橋上流 | | |

| る。 <u>)</u> | トルを超えるものに限 | (全長一五センチメー | いわな(ごぎを含む。) | 十五 やまめ、あまご又は |
|-------------|------------|------------|-------------|-----------------------|
| | | | 日まで | やまめ、あまご又は一九月一日から翌年二月末 |
| | | | | 内水面 |

2 捕した水産動物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。 前項 の表の第一号から第七号まで及び第十二号から第十五号までの規定に違反して採

(河口付近における採捕の制限)

第四十一条 区域において、それぞれ同表の下欄に掲げる期間中、 水産動物を採捕してはならない。 何人も、次の表の上欄に掲げる河川の河口付近であって同表の中欄に掲げる もじ網を使用してするひき網によ

| 芦田川 | 沼田川 | 太田川 | 小瀬川 | 河 |
|-----|-----|------------|------------|---|
| | | | | Ш |
| | | | | 名 |
| | | 〇メートル以内の海: | 一十二三 | 禁 |
| | | トル以 | 央から半径一、 | 止 |
| | | 内の海 | 半径一 | 区 |
| | | 域 | \bigcirc | 域 |
| | | まで | 三月一 | 禁 |
| | | | 目から | 止 |
| | | | ら四月一 | 期 |
| | | | 月三〇日 | 間 |

(夜間の操業禁止)

第四十二条 次に掲げる漁業は、 日没から日の出までの間は、 操業してはならない

又は戦車こぎ網漁業 網漁業、てつかんこぎ網漁業、 小型機船底びき網漁業のうち、なまここぎ網漁業、落がきこぎ網漁業、落がきけた けた網漁業、 ちえんこぎ網漁業、 そろばんこぎ網漁業

除く。 動力船を使用する船びき網漁業 (いわし及びさよりをとることを目的とするもの

三 ごち網漁業

(溯河魚類の通路を遮断して行う水産動植物の採捕の制限)

第四十三条 溯河魚類の通路を遮断する漁具又は漁法によって水産動植物の採捕を行う場 合には、 河川流幅の五分の一以上の範囲の魚道を開通 しなけ ħ んばなら な

(遊漁者等の漁具漁法の制限)

第四十四条 産動植物を採捕してはならない。 何人も、海面において次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により

- 一 竿釣及び手釣(船舶を使用して行うまきえ釣を除く。
- 一 たも網及び叉手網(船舶を使用しないものに限る。
- 三 投網(船舶を使用しないものに限る。)
- は具、やす (ゴム、ばねその他の発射装置により発射するものを除く。
- 五 徒手採捕

- 2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。
- 一漁業者が漁業を営む場合
- 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合
- 三 試験研究のために水産動植物を採捕する場合
- 妨げないようにしなければならない 第一項各号の漁具又は漁法により水産動植物を採捕する場合は、 正当な漁業の操業を

(有害物質の遺棄漏せつの禁止)

第四十五条 水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつしてはならない。

- 2 害設備の変更を命ずることができる。 ると認めるときは、その者に対して除害に必要な設備の設置を命じ、 知事は、 前項の規定に違反する者がある場合において、水産資源の保護培養上害が 又は既に設けた除 あ
- 3 については、適用しない。 前項の規定は、水質汚濁防止法 (昭 和四十五年法律第百三十八号) 0 適用を受ける者

(漁場内の岩礁破砕等の許可)

- 第四十六条 岩石を採取しようとする者は、 海面のうち漁業権の存する漁場内において岩礁を破砕 知事の許可を受けなければ ならない。 又は土砂若しくは
- 当該漁場に係る漁業権を有する者の同意書を添え、知事に提出しなければならない。 前項の規定により許可を受けようとする者は、 次に掲げる事項を記載 した申請書
- 所の所在地) 申請者の氏名及び住所 (法人にあっては、 その名称、 代表者の氏名及び主たる事務
- 日的
- 三 免許番号
- 四 区域
- 五期間

補償

の措置

- 七 その他参考となるべき事項
- 知事は、第一項の規定により許可をするに当たり、 条件を付けることができる。

(砂れきの採取禁止)

第四十七条 をしたときは、 ない場合その他やむを得ない理由がある場合において知事が砂れきの おいては、砂れきを採取してはならない。ただし、 第四十条第一項の表の第八号から第十一 この限りでない。 号までの 水産動植物の 下欄 に掲げ 保 八護培養 採取 る区 E 支障が 巨域内に 0) 口

(試験研究等の適用除外)

第四十八条 若しくは区域又は使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関する規定は、 この規則のうち水産動植物の種類若しくは大きさ、 教育実習又は増養殖用の種苗 (種卵を含む。) の供給 水産動植物の採捕の期間 (自給を含む。) 以

下この条におい 可を受けた者が行う当該試験研究等については、 て 「試験研究等」という。)の ための水産動植物 適用しない。 \mathcal{O} 採 捕に 0 V て 知事の

- なければならない 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知 事 提 出し
- 所の所在地) 申請者の氏名及び住 所 法 人にあ 0 て は、 その 名称、 代表者の氏名及び 主たる事
- 目的
- 三 適用除外の 許可を必要とする事 項
- 所有者名 使用する船舶の名称、 漁船登録番号、 総 1 シ数、 推進機関 \mathcal{O} 種類及び 馬 力数並 び
- 五. の数量) 採捕しようとする水産動植 物 0 名称及び 数量 (種 苗 0 採捕 \mathcal{O} 場合は 供給先及び
- 採捕の期間 間 及び
- 七 使用する漁具及 び漁法
- 採捕に従事する者の氏名及び住所
- 知事は、 第一項の許可をしたときは、次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。
- たる事務所の所在地) 許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっ ては、 その名称、 代表者の氏名及び主
- $\stackrel{-}{-}$ 適用除外の事項
- \equiv 採捕する水産動植物 0 種類及び 数量
- 兀 採捕の期間及び区域
- 五. 使用する漁具及び漁法
- 採捕に従事する者の氏名及び 住 所
- 七 使用する船舶の名称、 漁船登録番号、 ン数並びに推進機関の種類及び馬力数
- 許可の 有効期間
- 4 知事は、 第一項の許可をするに当たり、 条件を付けることができる。
- 5 第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等の終了後遅滞なく、 を知事に報告しなければならない。 その結果
- 6 第一項の許可を受けた者が許可証に記載された事項につき変更しようとする場合は の許可を受けなければならない。
- 7 「交付する。」とあるのは「書き換えて交付する。 第二項から第四項までの規定は、 前項の場合に準用する。 」と読み替えるものとする。 この場合に おいて第三項中
- 8 第二十五条の規定は、 第一項又は第六項の規定により許可を受けた者について準用す

章 漁業の取 n

(停泊命令等)

- 第四十九条 基づき、 法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるとき(法第二 れる物について期間を指定してその使用の禁止若しくは陸揚げを命ずることができる。 を命じ、又は当該行為に使用した漁具その他水産動植物の採捕若しくは養殖の用に供さ 十七条及び法第三十四条に規定する場合を除く。 当該行為をした者が使用する船舶について停泊港及び停泊期間を指定して停泊 知事は、漁業者その他水産動植物を採捕し、又は養殖する者が漁業に関する)は、法第百三十一条第一項の規定に
- \mathcal{O} \mathcal{O} 知事は、 ための手続の区分にかかわらず、 を除く。)をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述 前項の規定による処分(法第二十五条第一項の規定に違反する行為に係るも 聴聞を行わなければならない。
- 3 ならない。 第一項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、 公開により行わなけ れ

(船長等の乗組み禁止命令)

- 第五十条 又は禁止することができる。 る船舶の操業責任者に対し、 の規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるときは、当該行為をした者が使用す 知事は、第四条第一項の許可を受けた者が漁業に関する法令の規定又はこれ 当該違反に係る漁業に使用する船舶への乗組みを制限し、
- 前条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

(衛星船位測定送信機等の備付け命令)

- 第五十一条 号に掲げる基準に適合するものをいう。 定送信機 め特に必要があると認めるときは、第四条第一項の許可を受けた者に対し、衛星船位測 又は航行する期間中は当該電子機器を常時作動させることを命ずることができ (人工衛星を利用して船舶の位置の測定及び送信を行う機器であって、 知事は、 国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整の)を当該許可を受けた船舶に備え付け、 次の各 つ、
- 当該許可を受けた船舶の位置を自動的に測定及び記録できるものであること。
- 一 次に掲げる情報を自動的に送信できるものであること。

イ 当該船舶を特定することができる情報

- 口 当該船舶の位置を示す情報並びに当該位置における日付及び時刻
- 前号に掲げる情報の改変を防止するための措置が講じられているものであること。

(停船命令)

- 第五十二条 め必要があるときは、 漁業監督吏員は、 操船又は漁ろうを指揮監督する者に対し、停船を命ずることがで 法第百二十八条第三項の規定による検査又は質問をするた
- る旨を告げ、 前項の規定による停船命令は、 又は表示し、 かつ、 法第百二十八条第三項の規定による検査又は質問をす 国際海事機関が採択した国際信号書に規定する次に掲

げる信号その他の適切な手段により行うものとする。

- 別記様式第二号による信号旗Lを掲げること。
- を約七秒の間隔を置いて連続して行うこと。 サイレン、汽笛その他の音響信号によりLの信号 (短音一回、 長音一 回 短音二回)
- 連続して行うこと。 投光器によりLの信号(短光一回、長光一回、 短光二回) を約七秒の 間隔を置い
- 3 「短音」又は「短光」とは、 前項において、「長音」又は - 約一秒間継続する吹鳴又は投光をいう。 又は「長光」とは、約三秒間継続する吹鳴又は投光をい

第五章 雑則

(漁場又は漁具の標識の設置に係る届出)

第五十三条 その旨を知事に届け出なければならない。 じられた者は、遅滞なく、その命じられた方法により 法第百二十二条の規定により、 漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置を命 、当該標識を建設し、 又は設置し、

(標識の書換え又は再設置等)

第五十四条 を書き換え、又は新たに建設し、若しくは設置しなければならない。 らかでなくなったとき又は当該標識を亡失し、若しくは毀損したときは、 前条の標識の記載事項に変更を生じ、若しくは当該標識に記載した文字が明 遅滞なくこれ

(漁具の標識)

- 第五十五条 は電灯その他の照明による漁具の標識を当該漁具に設置しなければならない は別記様式第三号による漁具の標識を当該漁具の見やす 知事が必要と認め別に定める漁業を営む者は、 い場所に設置し、 漁具の敷設 中、 夜間にあ 昼間にあ って 0 7
- 知事は、前項の漁業を定めたときは、公示する。

(流し刺し網漁業の漁具の標識)

- 第五十六条 ればならない。 両端及び中央に標識をつけ、 次に掲げる流し刺し網漁業に従事する操業責任者は、その操業中、 夜間におい 、ては、 当該標識に電灯その他の照明を掲げなけ 当該網の
- 一 さわら流し刺し網漁業
- 一 すずき流し刺し網漁業
- 三 まながつお流し刺し網漁業
- ならない。 前項の漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載し なけれ

(内水面漁場管理委員会)

- 第五十七条 に関する事項を処理する。 内水面漁場管理委員会は、 内 水面 12 おけ る水産動 植 物の 採捕、 養殖及 U
- この規則の規定による海区漁業調整委員会の権限 面漁場管理委員会が行う。 は、 内水面における漁業に関しては

(添付書類の省略)

- おいて、 書その他の書類にこれを添付し、他の申請書その他の書類にはその旨を記載して、 書その他の書類に添付した書類の添付を省略することができる。 各申請書その他の書類に添付すべき書類の内容が同一であるときは、 この 規則の規定により同時に二以上の申請書その 他の書類を提出する場合に 一の申請
- 定により申請書その他の書類に添付することとされている書類の添付を省略させるこ とができる。 前項に規定する場合のほか、知事は、特に必要がないと認めるときは、この 規則 0

第六章 罰則

- 第五 罰金に処し、又はこれを併科する。 十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、 六月 以下の懲役若しくは十万円以下の
- 条第一項又は第四十七条の規定に違反した者 第三十三条第一項、第三十四条から第四十三条まで、 第四十五条第一 項、 第四
- 六条第三項の規定により付けた条件に違反した者 第三十三条第十三項において準用する第十三条第一項若しくは第二項又は第四
- 三条第十三項において準用する第二十二条第二項、第四十五条第二項又は第五十条第 一項の規定に基づく命令に違反した者 第二十三条第一項(第三十三条第十三項において準用する場合を含む。 第三十
- 額を追徴することができる。 が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その 具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、 没収することができる。 ただし、 漁船又は漁
- 第六十条 第二十五条第一項(第四十八条第八項において準用する場合を含む。 第六十二条 第六十一条 条第一項若しくは第二項(これらの規定を第三十三条第十三項に 法人又は人の業務又は財産に関して、第五十九条第一項又は前条の違反行為をしたとき 十一条、第三十三条第十項又は第四十四条第一項の規定に違反した者は、科料に処する。 含む。)の規定、第三十三条第十二項の規定又は第四十八条第五項の規定に違反した者 「項において準用する場合を含む。)の規定、第二十六条から第二十八条まで、第三十 行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。 五万円以下の過料に処する。 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その 第十七条第二項、第十九条第二項若しくは第二十五条第三項(第四十八条第 おいて準用する場合を

附則

(施行期日)

「改正法」という。) 漁業法等の一部を改正する等の法律 の施行の日(令和二年十二月一日)から施行する。 (平成三十年法律第九十五号。

(広島県内水面漁業調整規則の廃止)

- 2 (漁業の許可に関する経過措置) 広島県内水面漁業調整規則 (昭和四十年広島県規則第一号) 廃止する。
- 3 家用餌料びき網漁業を除く。)、 効力を有する。 繰第二種漁業 (えびこぎ網漁業及び落がきこぎ網漁業に限る。) 及び手繰第三種漁業 法第五十七条第一項の許可を受けたものとみなされる小型機船底びき網漁業のうち手 し網漁業及びすずき流し刺し網漁業の許可の有効期間が満了するまでの間は、なおその この規則による改正前の広島県漁業調整規則 第四十一条、 第四十三条及び第四十七条の規定は、 ごち網漁業並びに流し刺 (以下 「旧海面規則」という。 改正法附則第八条の規定により し網漁業のうちさわら流し)第四十

(内水面の採捕の許可に関する経過措置)

則」という。)第六条の規定によってした許可については、 される附則第二項の規定による廃止前の広島県内水面漁業調整規則(以下「旧内水面規 の日までの間は、旧内水面規則第十三条の規定は、 改正法附則第二十九条の規定により第三十三条第一項の規定によってしたものとみな なおその効力を有する。 当該許可の有効期 間 の満了

(試験研究等の適用除外に関する経過措置)

される旧海面規則第四十九条第一項及び旧内水面規則第三十四条第一項の規定によっ 九条第六項及び旧内水面規則第三十四条第六項の規定は、なおその効力を有する。 てした許可については、当該許可の有効期間の満了の日までの間は、 改正法附則第二十九条の規定により第四十八条第一項の規定によってしたものとみな 旧海面規則第四十

(罰則等に関する経過措置)

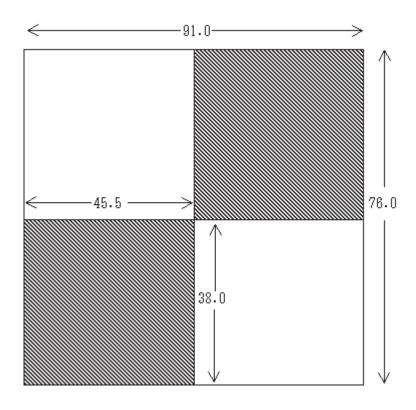
いては、 この規則の施行の日前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有するこ なお従前の例による。 おけるこの 規則の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用につ

様式第1号(第31条関係)

| 漁 | 業 | 様 | ā | 式 |
|--------------------|-------|------|-----|---|
| 小型機船底びき網漁業のうち自家用餌料 | びき網漁業 | ヒロ自 | 123 | |
| 上記以外の小型機船底びき網漁業 | | ヒロ | 123 | |
| 瀬戸内海機船船びき網漁業 | | ヒロひき | 123 | |

備 考 各文字及び数字の大きさは8センチメートル以上,太さは2センチメートル以上,間隔は2.5センチメートル以上とする。

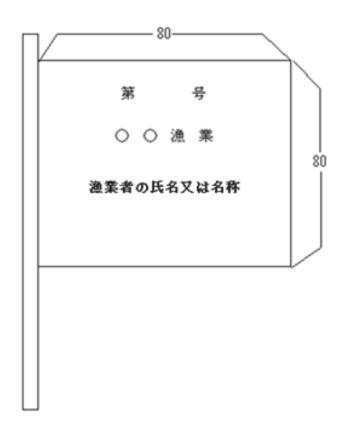
様式第2号(第52条関係)



備 考 1 斜線の部分は、黒であり、その他の部分は、黄である。

- 2 この旗は、国際海事機関の採択した国際信号書に掲載の「L」旗(あなたは、すぐ停船されたい。)である。
- 3 数字は、センチメートルを示す。

様式第3号(第55条関係)



備 考 1 標識は、赤色の布地である。

2 数字は、センチメートルを示す。